第Ｂ節　協議及び仲介

第二十二・四条　情報提供の要請

締約国は、次条又は第二十二・六条の規定に基づいて協議又は仲介を要請する前に、問題となっている措置に関連する情報を書面により要請することができる。その要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後二十日以内に送付する書面による回答において要請された情報を提供するようあらゆる努力を払う。

第二十二・五条　協議

1　両締約国は、相互に合意する解決を得るため、第二十二・二条に規定する紛争を誠実に協議によって解決するよう努める。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を書面により要請することができる。協議を要請する締約国は、その要請において、当該要請の理由（問題となっている措置を特定すること並びに事実に係る根拠及び法的根拠（関連する対象規定を特定するもの）について記載することを含む。）を示す。

3　各締約国は、協議の過程において、問題となっている措置について十分に検討すること（当該措置がこの協定の運用及び適用にどのように影響を及ぼし得るかを含む。）ができるよう十分な情報を提供する。

4　協議の要請を受けた締約国は、当該要請に対し、当該要請を受領した日の後十日以内に回答する。両締約国は、当該要請が受領された日の後三十日以内に当該協議を開始する。当該協議は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、当該要請が受領された日の後四十五日以内に終了したものとみなす。問題が緊急に処理を要する事案に関するものであると両締約国が認める場合には、当該協議は、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該要請が受領された日の後二十五日以内に終了したものとみなす。

5　協議は、対面又は両締約国が合意する他の通信手段により行うことができる。協議は、対面により行う場合には、両締約国が別段の合意をするときを除くほか、協議の要請を受けた締約国において行う。

6　協議（当該協議の手続の過程において締約国によって開示される全ての情報及び締約国がとる立場を含む。）は、秘密とされ、かつ、その後の手続におけるいずれの締約国の権利も害しないものとする。

第二十二・六条　仲介

1　一方の締約国は、他方の締約国に対し、この章の規定の適用範囲内の事案であって、両締約国間の貿易又は投資に悪影響を及ぼす措置に関するものについて、仲介の手続の開始をいつでも要請することができる。

2　両締約国は、第二十三・一条４(f)の規定に従って合同委員会がその第一回会合において採択する仲介手続に従って開始し、実施し、及び終了する仲介の手続を行うことについていつでも合意することができる。

3　両締約国が合意する場合には、仲介の手続は、次節に規定するパネルの手続の進行中においても、継続することができる。

第Ｃ節　パネルの手続

第二十二・七条　パネルの設置

1　第二十二・五条の規定に基づいて協議を要請した締約国は、次のいずれかの場合には、パネルの設置を要請することができる。

(a)　他方の締約国が、当該協議の要請を受領した日の後、十日以内に当該要請に回答しない場合又は三十日以内に当該協議を開始しない場合

(b)　両締約国が当該協議を開始しないことに合意する場合

(c)　両締約国が別段の合意をするときを除くほか、当該協議の要請が受領された日の後四十五日以内に、又は緊急の場合には二十五日以内に、当該協議により紛争を解決することができない場合

2　1の規定に基づくパネルの設置の要請は、被申立国に対して書面により行う。申立国は、自国の申立てにおいて次の事項を明示的に特定する。

(a)　問題となっている措置

(b)　法的根拠（(a)に規定する措置が関連する対象規定にどのように抵触するかを明確に提示する方法で当該対象規定を特定するもの）

(c)　事実に係る根拠

第二十二・八条　パネルの構成

1　パネルは、三人の仲裁人から成る。

2　両締約国は、被申立国がパネルの設置の要請を受領した日の後十日以内に、パネルの構成に関して合意に達するために協議する。

3　各締約国は、両締約国が2に定める期間内にパネルの構成について合意に達しない場合には、2に定める期間が満了した後五日以内に、次条の規定に従って作成する自国の小名簿から一人の仲裁人を任命する。締約国がその五日の期間内に仲裁人を任命しない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該期間が満了した後五日以内に、仲裁人を任命しなかった締約国の小名簿であって同条の規定に従って作成されるものから一人の仲裁人をくじ引で選定する。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引による仲裁人の選定を委任することができる。

4　両締約国が2に定める期間内にパネルの長について合意に達しない場合において、一方の締約国による要請があったときは、申立国側の合同委員会の共同議長は、当該要請が到達した日の後五日以内に、次条の規定に従って作成されるパネルの長の小名簿からパネルの長をくじ引で選定する。当該要請は、他方の締約国に対して同時に通報されるものとする。申立国側の合同委員会の共同議長は、その代理人に対してくじ引によるパネルの長の選定を委任することができる。

5　次条に規定する仲裁人の名簿が、作成されていない場合又は同条に定める少なくとも九人の個人を含んでいない場合には、次の手続を適用する。

(a)　パネルの長の選定については、次の手続を適用する。

(i)　パネルの長の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内にこれらの個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。

(ii)　パネルの長の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人がパネルの長の職を務める。

(iii)　両締約国が(i)若しくは(ii)の規定によりパネルの長を選定することができない場合又はパネルの長の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、4に規定する要請が到達した日の後五日以内に、次条に規定する仲裁人の名簿の作成又は更新の時に締約国がパネルの長として正式に推薦していた個人の中からパネルの長をくじ引で選定する。締約国は、自国がパネルの長として正式に推薦していた個人がもはやパネルの長となることができない場合には、新たな個人を推薦することができる。

(b)　パネルの長以外の仲裁人の選定については、次の手続を適用する。

(i)　締約国の小名簿に両締約国が合意する少なくとも二人の個人が含まれている場合には、当該締約国は、2に定める期間が満了した後五日以内にこれらの個人の中から一人の仲裁人を選定する。

(ii)　締約国の小名簿に両締約国が合意する一人の個人が含まれている場合には、その個人が仲裁人の職を務める。

(iii)　(i)若しくは(ii)の規定により仲裁人を選定することができない場合又は締約国の仲裁人の小名簿に両締約国が合意する個人が一人も含まれていない場合には、申立国側の合同委員会の共同議長は、(a)に規定する手続を準用して、一人の仲裁人を選定する。

6　パネルの設置の日は、三人の仲裁人のうち最後の一人の仲裁人が自己の任命への同意を両締約国に通報した日とする。